

## 助成金制度の新設・拡充について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

昨今の急激な経済悪化に伴う雇用不安に対応するため、厚生労働省が平成20年12月から各種助成金制度の新設・拡充を行いました。概要のみ掲載させていただきますので、詳細については各担当まで。

### 新たに人を雇入れる事業主への助成金

就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇入れる場合など

#### ① 特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な方を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成する制度

☆中小企業事業主が障害者を雇入れた場合の助成額が増額されます。(拡充)

#### 【助成額】

週所定労働時間	障害者の種類	支給対象期間	総支給額
30時間以上	①重度、または45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者	2年 (現行1年6か月)	160万円 (現行120万円)
	②上記以外の身体。知的障害者	1年6か月 (現行1年)	90万円 (現行60万円)
20時間以上 30時間未満	身体・知的障害者、精神障害者	1年6か月 (現行1年)	60万円 (現行40万円)

☆65歳以上の離職者を雇入れた場合も対象となります。(新設)

【助成額】 「高年齢者雇用開発特別奨励金」の名前で新設

週所定労働時間	大企業	中小企業
20時間以上30時間未満	年間 30万円	年間 40万円
30時間以上	年間 50万円	年間 60万円

#### ② 試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)

経験不足等により就職が困難な若年者や、就職困難な中高齢者等を試行的に短期雇用する場合に支給される制度

☆対象労働者の年齢要件が緩和されます。(拡充)

- ・ 若年者トライアル雇用 雇用開始時に35歳未満 → 40歳未満
- ・ 中高年トライアル雇用 雇用開始時に45歳以上65歳未満 → 45歳以上

送信枚数

本紙含み 2 枚

## ③ 若年者雇用促進特別奨励金

無職の期間が長い若年者等の雇用を促進する為、トライアル雇用終了後にその者を期間の定めのない雇用契約へと移行し、若年者の常用雇用を促進する事業主に対して支給される制度

☆中小企業事業主への助成額が増額されます。(拡充)

【助成額】

- ・ 25歳以上30歳未満 30万円(中小企業は45万円)
- ・ 30歳以上40歳未満 45万円(中小企業は67万5千円)

☆対象労働者の年齢要件が緩和されます。(拡充)

- ・ 雇用開始時に25歳以上35歳未満 → 25歳以上40歳未満

## ④ 介護未経験者確保等助成金 (新設)

介護サービス分野における人手不足の状況を改善する為、介護関係業務を行う事業主に対して、介護関係業務の経験のない者を新たに雇入れ、継続して雇用する場合に支給される新しい制度

【助成額】

介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く)を雇用保険一般被保険者として雇入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて50万円が支給されます。但し、一事業主につき3人まで。

雇用調整せざるを得ない事業主への助成金

## ⑤ 中小企業緊急雇用安定助成金 (新設)

急激な資源価格の高騰や、景気変動等の経済上の理由に伴う企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成する制度

☆従来の「雇用調整助成金」に比べ、助成率などが引き上げられました。

- ・ 助成率 3分の2 → 5分の4
- ・ 教育訓練を実施した際の教育訓練費 1人1日 1,200円 → 6,000円

☆従来の「雇用調整助成金」に比べ、支給要件が大幅に緩和されました。

- ・ 生産量要件を「最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ減少していること(前期決算等の経常利益が赤字である事が必要)」に緩和
- ・ 雇用量要件を「最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ増加していない事」に緩和

※大企業の事業主の方は従来通りの雇用調整助成金が使えます

○各助成金の支給要件は、ここに記載された以外にもあります。

○各助成金の管轄は「ハローワーク助成金デスク」(神戸市中央区浜辺通り2-1-30 TEL078-221-5440)です。